○農林水産省告示第千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市入来町副田字井川迫一六五四、字新町一八八三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市湯田町字蠣伏一六五七の一、一六五七の三、一六五八、一六六三、一六六七の二、一六六八の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉字花渕岳二の二・四・五の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字前森一四、一四の一から一四の二四まで、鳴子温泉鬼首字小向原八の三、八の一八、石巻市北上町女川字大峯一の一・字斉の神一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小倉一、本吉郡南三陸町入谷字箒畑二四五の一〇、二四五の四九、二四五の五〇、字岩沢三五八の二五、白石市小原字七里沢一の一、一の五から一の九まで、栗原市栗駒沼倉耕英東一一四の二・一六〇の一から一六〇の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二、一六〇の一地先・一六〇の二地先・一六二地先（以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小向原八の三・沼倉耕英東一一四の二・一六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六〇の一から一六〇の三まで、一六〇の一地先・一六〇の二地先・一六二地先（以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉字中道一四の一、一六、四九の一、字前山二六、二九、三〇、三二、三五、三六、字日向山一、五、九、一一、字原崎三七、三八、石巻市皿貝字一盃清水山一の七から一の一〇まで、一の一三、一の一五から一の一七まで、一の一九から一の二三まで、一の二五から一の三六まで、一の三九、字土屋沢山一七の八五から一七の一〇一まで、一七の一〇三から一七の一一五まで、一七の一一七、一七の一八、一七の一二〇、一七の一二一、一七の一二三から一七の一二五まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山三二・三六・字日向山一・五・九・字一盃清水山一の九・一の一〇・一の二二・一の二三・一の二五・一の二六・一の三三・一の三四・字土屋沢山一七の八五・一七の八七・一七の八八・一七の九〇・一七の九三・一七の一〇八・一七の一一〇・一七の一一五・一七の一二三・一七の一二五（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに関係市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県府中市行縢町字観音曽根大ヒナ一〇八七から一〇八九まで、三次市作木町香淀字休石四七五の二、四七五の三、四八一の二、四八一の三、五一〇、字川ケ八一二の三、字上組八二六の三、神石郡神石高原町福永字中屋寺山四七二の二、字中屋荒神ノ上四七五、字才谷山分甲二三八三の二、甲二三八四、甲二三八五、永野字神竜五〇三〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県仙台市青葉区熊ヶ根字小込沢山一、二の一から二の五まで、二の六・五の一・一二の一・一二の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五の三、七、八、一一の一、一一の二、一四の五、一七、二〇、二一の二、二一の三、二一の七、二一の八、三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小込沢山二の一・二の三・二の六・二一の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。